

第25回（平成28年11月22日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席でございます。

では、以後の会議の進行につきまして、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第25回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つです。

議題1「東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について」、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書につきましては、11月15日に開催されました第24回委員会において、事務局から概要を説明させていただいたところです。本日は、この事務の全項目評価書について承認をするかどうか御審査いただくものです。

それでは、評価指針に定める審査の観点等に基づいて、事務局において評価書の評価指針への適合性、妥当性について精査した結果の主な内容について説明させていただきます。

○事務局 それでは、資料1の審査表に基づきまして説明させていただきます。

目次をご覧ください。1つ目の「全体的な事項」につきましては、保護評価の手続が確実になされているか等の観点から審査をしており、また、2つ目の「健康保険基幹情報ファイル」につきましては、入手・使用、委託、保管・消去等のそれぞれのプロセスにおける特定個人情報ファイルの取扱概要やリスク対策等が具体的に記載されているか等の観点から審査をしております。こちらの2つの項目ですが、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としております。

3つ目以降の項目につきましては、これから個別に説明させていただきます。

それでは、まず、12ページをご覧ください。こちらは、評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策の審査となります。主な考慮事項（細目）として、74番、75番の2点を記載しております。まず1点目の74番では、基幹システムと統合専用端末との間で特定個人情報の授受を行う際、権限のない者によって不正に操作されるリスクを防止する措置について具体的に記載しているか等の観点で審査した結果、「問題は認められない」としております。

所見といたしましては、統合専用端末との情報授受を行う基幹システム専用端末を限定し、当該端末以外からは、権限を有する者でも書込みや取出しができないようシステムの制御すること、情報授受で使用するフラッシュメモリは、情報システム責任者がパスワード設定したもの以外は使用できないようシステムの制御すること、情報授受でフラッシュメモリへの複製を行う場合、事前に情報システム責任者の承認を得ること等が具体的に記載されているとしております。

続きまして、2点目の75番では、中間サーバー等を利用して情報連携する際に、基幹システム、統合専用端末及びフラッシュメモリに保存される特定個人情報の消去に係るリスク対策が具体的に記載されているか等の観点で審査した結果、「問題は認められない」として

おります。

所見といたしましては、基幹システムにおいては、保管期間が経過した特定個人情報をシステムの消去機能により完全消去すること、統合専用端末においては、使用後にハードディスク等内の特定個人情報データを全て削除すること、フラッシュメモリに一時的に記録した特定個人情報は、使用の都度速やかに完全消去し、廃棄の際は本体を破壊した上で廃棄業者にて溶解廃棄すること等が記載されているとしております。

続きまして、13ページの「総評」をご覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」ということでしたので、総評として3点記載させていただいております。

まず1点目として、事務の内容や流れが具体的に記載されていること、2点目として、特定個人情報ファイルの取扱いについて、リスク及びリスク対策が具体的に記載されていること、3点目として、中間サーバー等を利用した情報連携に係るリスク対策、特定個人情報ファイルの消去に係るリスク対策等についても具体的に記載されていること、それぞれについて「特段の問題は認められないものと考えられる」としております。

最後に、「個人情報保護委員会による審査記載事項」をご覧ください。審査記載事項の案といたしまして、4点記載しております。

まず1点目として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、3点目として、職員への教育・研修は、実務に即して実施することが重要であること、4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載させていただいております。

説明は以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、この評価書を承認することとしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書を承認することにします。

本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めていただきたいと思います。

○大塚調査官 東京薬業健康保険組合に対しまして、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に、議題2「個人情報保護法ガイドライン（案）について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 私のほうからは、9月30日に開催されました当委員会で個人情報保護法に関するガイドラインのパブリックコメント案ということで御審議いただきましたけれども、そのパブリックコメントの意見募集が終了いたしましたので、そちらの結果の概要と意見募集の結果を踏まえてのガイドラインの最終案の取りまとめ内容について、簡単に報告させていただきたいと思います。

本日の資料は非常に大部にわたってございますけれども、横長の右上に「（別紙1）」と書いてある資料、お手元にありますでしょうか。タイトルが「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）（案）』に関する意見募集結果（概要）」という別紙1、こちらに沿って意見募集結果の概要を報告させていただきたいと思います。

意見募集は、10月4日から11月2日までということで実施いたしまして、御意見を提出していただいた方が248者、御意見の総数が延べ1,135件ということで、多数の御意見を頂きました。御意見を提出していただいた方ですとか提出意見のガイドラインごとの内訳は、別紙1の1ページに記載のとおりでございます。

2ページにはガイドラインごとの提出意見の主な内訳ということで、ガイドラインごとに特に多く寄せられた御意見について、代表的な項目を記載してございます。左上の①通則編につきましては692件の御意見が寄せられましたけれども、特に多く寄せられました項目としては、個人識別符号、特にその中でもDNAの塩基配列といったところについて、多くの御意見が寄せられました。そのほか通則編の中では、要配慮個人情報でありますとか安全管理措置の手法の内容等々について、多くの御意見が寄せられたところがございます。

続いて右側に行きまして、②外国にある第三者への提供編については128件の御意見を頂きました。主な内容といたしましては、一番多く御意見、御質問を頂いたのが、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置ということで、外国の第三者に提供する際に、相手方の提供先がどのような体制を構築しているべきなのかといったところについてでした。そのほか、外国にある第三者への提供編の中では、クラウドサービスに関する御質問といったところが、政令規則の意見募集のときと同様に多く頂きました。

続いて左下に行きまして、③第三者提供時の確認・記録義務編ということで、こちらは169件の御意見を頂いたところですが、最も多く御意見、御質問を頂いたのは、解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供ということで、こちらは後ほども出てまいります。本人に代わって提供する場合ですとか、本人による提供とみなせる場合という一定の考え方をガイドラインで示しておりますけれども、そちらに関する御質問、御意見といったところが一番多うございました。

最後に右下に行きまして、④匿名加工情報編については101件の御意見、御質問を頂きましたけれども、約半数、44件の御意見、御質問が匿名加工情報の適正な加工というところで、

加工方法に関する御意見、御質問といったところが多うございました。

続いて、3ページをご覧ください。こちらから、ガイドラインに関して頂いた御質問、御意見、1,135件の概要です。特に多く寄せられた御意見ですとか、御意見を踏まえてガイドラインを一部修正するもの等々について、簡単に報告させていただきます。

左側のNo. 1でございます。こちらは個人情報に関する御意見、御質問でございます、他の情報と容易に照合ができる場合とできない場合といったところについて、事例をもう少し充実させてほしいといった御意見でございます。

こちらにつきましては、回答としては、事業者の実態に即して、他の情報と容易に照合することができるかどうかといったものは、個々の事例ごとに判断されるべきものである、一律に該当する事案を示すことは困難であると。ただ、引き続き個人情報に該当するもの、しないものについては、Q&A等において示してまいりたいという形で回答したいと考えてございます。

続いて、No. 2ということで、こちらは暗号化をしたとしても個人情報に該当するということがガイドライン案に記載がございますけれども、こちらについては、技術の進歩に応じて、場合によっては高度な暗号化を講じている場合は個人情報ではないとみなすというような考え方はないのだろうかという御意見でございます。

こちらにつきましては、回答としては、暗号化という問題につきましては、個人情報に該当するか否かということではなくて、安全管理措置の一つとして考慮されるべき要素であると考えてございますといった趣旨の回答をしたいと考えてございます。

続いてNo. 3、こちらの背景としては、クレジットカード番号ですとか携帯電話の番号が今般、個人識別符号には該当しなくなったといったことを踏まえての御意見でございます、政令・委員会規則のパブリックコメント回答の中で、そういったものが個人識別符号に該当しない場合であっても、他の情報と容易に照合することができて、それによって特定の個人を識別することができる、そうなった場合は当然、個人情報として扱う必要がありますよといったパブリックコメントの回答をしてございましたけれども、そういった趣旨のことをガイドラインにおいても重ねて書くべきではないかといった御意見でございます。

こちらにつきましては、回答としては、既に現行のガイドライン案の中でも個人情報の定義として、他の情報と容易に照合することができることで特定の個人を識別することができるものは個人情報に該当しますといったことも書いてございますし、法律の条文上もそういった旨は明らかであると考えますといったことを回答したいと考えてございます。

続いてNo. 4、こちらは個人識別符号に関する御意見、御質問でございます、今回、ガイドラインの中で個人識別符号の定義として、本人を認証することができるようにしたものといった記載を設けてございますけれども、これについて、なぜ法律等で用いられている「特定の個人を識別することができる」といった文言にしないのですかといった御質問でございます。

こちらにつきましては、本人を認証することという文言については、登録された顔の容貌

ですとかゲノムデータ、指紋等の生態情報がある人物の生態情報と照合することで、それをもって初めて特定の個人を識別することができる水準である符号、これが個人識別符号であると考えますといったことを分かりやすく示すために、今回はガイドラインでは認証という言葉を用いさせていただいたという説明をさせていただいております。

4ページをご覧ください。番号としてはNo. 5、個人識別符号の中のDNAの塩基の配列といったところに関する御意見でして、御意見の趣旨としては、医療ですとか医学系の研究の中でゲノムデータをよく用いていますと。そういったゲノムデータが個人識別符号に該当するというところで規制を受けるとかなり研究に支障が出ますよということで、研究目的のDNA、ゲノムデータは個人識別符号から除外すべきではないかといった趣旨の御意見でございます。この趣旨の御意見は多数寄せられまして、同趣旨の御意見をほかに97件いただきました。

こちらにつきましては、今回のガイドラインでも書かせていただいているのですが、改正後の個人情報保護法第76条第1項によって、学術研究機関ですとかそれに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法第4章の義務規定は適用されませんと、いわゆる適用除外といったお話を重ねてここで回答させていただいているところでございます。研究の現場において個人情報保護法が適用されては困るといった趣旨の御意見だったものですから、学術研究機関における学術研究目的での個人情報の取扱いには、個人情報保護法は適用されませんよといったことを書かせていただいた上で、その範囲で適切に御使用いただくのが適切と考えますといった趣旨での回答をさせていただいております。

続いて5ページをご覧ください。番号としては左側のNo. 6と書いているところで、こちらも項目としては個人識別符号の中のDNAの塩基の配列といったテーマに関する御質問、御意見でございます。ゲノムデータといったものが個人識別符号を構成する条件ということで、例えば指紋データですとか顔画像データと同様に、「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより」といった文言をゲノムデータのところの解説にも書くべきではないかといった趣旨の御意見でございます。今回、この御指摘のとおり、個人識別符号に該当するものということでゲノムデータ、指紋データ等々といったことで並べておりまして、このゲノムデータのところだけ「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより」といった文言を加えてございません。

その理由ということで、右側に回答を書かせていただいております。このゲノムデータにつきましては、既にもともと符号に変換されたものであることというのが理由の一つ。それから、ガイドラインに書かせていただいた一定の情報量を有するDNAの塩基配列情報といったものであれば、それ単体ないしはその中の一部を取り出すことで特定の個人を認証するに十分なレベルの情報を有していると考えます。ですので、さらに一定の装置やソフトウェアによって認証用の符号に変換することを必須の要件ということでは書いてございませんといった趣旨の説明をさせていただきます。

続いてNo. 7でございまして、こちら個人識別符号のDNAの塩基配列に関する御意見でして、御意見としては、今回、ガイドライン案の中で説明として「全ゲノムSNPデータ」ですとか「4塩基STR」といった略語を用いていたことについて、もう少し正式名称といいますか、フルネームという形で書いてはいかかかというような御意見がございまして、こちらは確かに略称ではなくて正式名称も併記するのが理解に資するかなと考えまして、右側の回答の「御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします」というところで、修正後のところでは、当初「全ゲノムSNPデータ」「4塩基STR」と書いていたところについて、正式名称も書かせていただきたいということで考えてございます。

このオレンジに塗り潰している行が今後も出てまいりますけれども、御意見を踏まえてガイドラインを修正する箇所ということでございます。

次の6ページをご覧ください。ここは要配慮個人情報に関する御意見でございまして、No. 8は、健康診断の結果について、全て押しなべて要配慮個人情報に該当するというガイドラインには書いてございますけれども、事業者にとって負担がかかるのではないかと、一定のものに限るべきではないかという御意見でございます。

こちらにつきましては、回答として右側で、健康診断の結果というものは、一般的には他人に開示されたくない秘匿性の高い情報と考えますという理由が一つ。それから、健康診断の結果のうち「異常」という判定が下ったもののみを要配慮個人情報とした場合には、各事業者において各要素に異常値が含まれているかどうかといったものを、その都度、取得のたびに確認しなければならないということで、逆に極めて重い負担になって現実的ではないと考えて、健康診断の結果といったものは全て要配慮個人情報に該当すると考えますといった趣旨での回答をしたいと考えてございます。

続いて下のNo. 9も要配慮個人情報に関する御意見でございまして、テーマとしては、遺伝子検査により判明する情報ということで、今回、いわゆるゲノム情報と言われるものですが、ゲノム情報についても要配慮個人情報に該当しますよといった趣旨のことをガイドラインで書いてございますけれども、御意見としては、ガイドラインの中で「医療機関を介さずに行われた遺伝子検査の結果のうち本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果も含まれる」という記載があつて、これは限定しているように読めるけれども、遺伝子検査の結果は全て含まれるとすべきではないかといった御意見でございます。

こちらに対する回答としては、私どもとしては、遺伝子検査の結果ということは、御意見のとおり特に一定のものに限定することではなくて、遺伝子検査の結果は原則として全て要配慮個人情報に当たり得ると考えてございまして、限定する趣旨はございませんという旨と、限定しているかのように誤解されるような表現は一部改めたいということで、ガイドラインの記載ぶりを一部修正いたしますといった回答をしてございます。

次の7ページをご覧ください。番号としてはNo. 10で、こちら要配慮個人情報に関する御意見でございます。こちらは、今回の法律・規則の中で、要配慮個人情報を取得する際には本人の同意を得なければならないといった規制がございましてけれども、その規則の中で、

本人を目視して要配慮個人情報に当たり得る、例えば障害をお持ちであるといったことが本人を目視して明らかといった場合については、当該情報の取得に際して本人の同意は不要ですよといったことがございますけれども、御意見としては、同意が得られる場合については同意を得るべきではないかといった趣旨の御意見でございます。

こちらに対する回答としては、右側で書いてございますけれども、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項といったものがある場合については、本人としては社会生活を送るに当たって、自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定されているのではないかと。そういうことであれば、あえて重ねて同意を得るといったところまでは必要性は必ずしも高くはないと考えますということで書いてございます。

ただしということで、本人の取得に当たっての同意といったものは不要だけれども、当然、要配慮個人情報を利用するに当たっては、利用目的の通知又は公表ですとか、その利用目的の範囲内での利用ですとか、第三者に提供する場合は当然本人の同意を得る必要がございますといったことは、重ねて回答の中で書かせていただいております。

続いてNo. 11は、個人情報データベース等というところの事例の記載ぶりに関する御意見でございます。もともと個人情報データベース等に該当する事例ということで、従業員が名刺等の情報をパソコンのエクセル等々の表計算ソフト等を用いて入力している場合で、かつ、他の従業員等によっても検索できる状態にしている場合といった事例がございましたけれども、こちらについて、そういったエクセル等のソフトを用いて整理しているということであれば、他の従業員によって検索できるか否かにかかわらず、個人情報データベース等に当たるのではないかといた御意見でございます。こちらは御意見のとおりかなというところもございますので、御意見を踏まえて右のとおり、他の従業員等によっても検索できる状態にしている場合といった記載は省略するという回答をさせていただきます。

次の8ページをご覧ください。番号としてはNo. 12でございます。こちらは公表の定義に関する御意見でございます。事例として、ホームページの「トップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載」と書いておりましたところ、必ず1回でないといふかというような趣旨での御意見でございます。こちらに対しては、必ず1回の操作で到達できなければ公表に該当しないという趣旨ではございません。ただし、分かりやすい場所への掲載が求められると考えますといった趣旨の回答をさせていただきます。

続いてNo. 13、こちらは利用目的の変更ということに関する御意見でございます。今回、本人の同意なく利用目的を変更できる範囲に関して法律の改正がございまして、従来は相当の関連性が認められる範囲となっていたところ、この「相当の」が取れたといったことを受けて、現在とどのように違うのか、どういった変更が認められるのかといった具体例を提示していただきたいという意見でございます。

こちらにつきましては、確かに今のガイドライン案で事例といったものを記載してございませんので、事業者における実態に即してQ&A等々において示すことを検討してまい

りたいと考えてございます。

続いてNo. 14、こちらは同じく利用目的に関して、特に防犯カメラに関する利用目的の考え方ということで、御意見としては、これまでも防犯カメラで防犯目的のために画像を取得する場合は、取得の状況から見て利用目的が明らかなので、あえて利用目的を通知しなくてもいいという整理がされてきたけれども、防犯カメラの精度が上がって、顔認証データみたいなものを取得する場合はどうなのだろうかと、利用目的の通知が必要なのではないかといった御意見でございます。

こちらに対する回答としては、右側のところで、カメラの精度如何にかかわらず、防犯カメラによって防犯目的のみのために撮影する場合については、取得の状況から見て利用目的が明らかと考えますので、利用目的の通知・公表は原則不要と考えられますといったことを書かせていただいた上で、ただ、望ましい措置としては、本人に対して自身の個人情報取得されていますよといったことを認識させるために、店頭の入り口などで「防犯カメラ作動中」といったことの措置を講ずることが望ましいと考えますといった旨を書かせていただいております。

続いて9ページをご覧ください。No. 15で、こちらは第三者提供の中の共同利用といった分野に関する御質問でございます。企業ポイント等を通じた連携サービスを提供する提携企業の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合、これはこれまでもやっているのだけれども、引き続き適法な共同利用として認められますかといった趣旨の御質問でございます。

こちらに対しては、右側のところで、共同利用者の範囲といったものについての原則ということで、本人がどの事業者まで将来利用されるのか判断できる程度に明確にする必要がありますと。それが明確にされている限りにおいては、そういった事例においても共同利用というものに該当し得ると考えますといった回答を予定してございます。

続いてNo. 16、こちらは安全管理措置の手法の例示に関する御意見、御質問でございます。こちらで紹介させていただいているのは、安全管理措置の手法の例の一つとして示している「適切なシュレッダー処理」といったものについて、さらに具体的に示すべきといった御意見、及び、安全管理措置に今回ガイドライン案で例示している内容が、従来経済産業省ですとか各省のガイドラインで示したものに比べて多少簡略化されているということで、もう少し豊富な手法例を示していただけないかといった御意見でございます。

こういった安全管理措置の手法についてガイドライン案に書いてある内容が義務なのか、そうではないのか、ないしは他の手法を講ずることが認められないのかですとか、先ほども出ましたけれども、更に手法をたくさん書いてほしいといった御意見が多数寄せられました、こういった意見が他に68件ほど寄せられてございます。

こちらに対する考え方としては、右側に書いてございますけれども、ガイドライン案に書いてある例はあくまでも典型的なものを書いたということなので、これに限定する趣旨ではありませんといった原則を書かせていただいた上で、手法の例についてたくさん紹介し



てほしいといったニーズがあるということが今回分かりましたので、引き続きそういった手法の例については、Q&Aにおいても示すことを検討してまいりますといった形で回答をさせていただきます。

次の10ページをご覧ください。番号としては左側のNo. 17と書いているところでございます。こちらは安全管理措置の中でも特に中小規模事業者への配慮といったテーマに関する御意見でございます。今回、ガイドライン案の中で中小規模事業者向けの手法例といったものを書かせていただいておりますけれども、その表現として、中小規模事業者について「円滑にその義務を履行できるよう、少なくとも必要であると考えられる手法の例を示すこととする」といったことで書いておりましたところ、かなり義務的なニュアンスがあるのではないかと、義務と誤解されるのではないかとといった御意見を多数頂きました。

それを踏まえて、回答のところにも書いてございますけれども、記載ぶりを少し変えまして、中小規模事業者については、「円滑にその義務を履行し得るような手法の例を示すこととする」といった形でガイドラインを改めたいと考えてございます。

重ねて、こういった中小規模事業者、特に初めて個人情報保護法が適用されるといった事業者も多数いらっしゃることを踏まえて、引き続き積極的に周知広報を実施してまいりたいといった旨も回答欄に書かせていただいております。

続いてNo. 18、こちらも安全管理措置に関する御意見でございます。現状のガイドライン案で個人データですとかデータベースの削除に当たって、復元できない手段で行わなければならないと書いてございますけれども、こちらについて、ケースによっては完全に消去するといったことが不可能な場合もあるので、記載を改めていただけないかといった御意見でございます。

こちらについては、御意見に対する考え方ということで、右側で、完全消去が難しいといったような事例もあるということで、手法の例として、「情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する」といった手法例を1つ追加するといったことを考えてございます。

No. 19は、個人情報保護法のガイドラインに関する直接の御意見ということではございませんけれども、現在、番号法のガイドラインの中で、中小規模事業者に該当するものの定義の中で、個人情報取扱事業者は除くといったことで書いてございますけれども、今回、個人情報保護法の改正を受けて、ほぼ全ての事業者が個人情報取扱事業者に該当してしまうといったことで、あたかも番号法ガイドラインの中で中小規模事業者に当たる事業者がいなくなってしまうのではないかと、今、特例を受けている事業者が特例を受けられなくなってしまうのではないかとといった不安に関する御意見でございます。

こちらにつきましては、回答のところでも書いてございますけれども、個人情報保護法の改正の全面施行後における番号法ガイドラインの中での中小規模事業者の範囲については、実質的に現状と同様の取扱いとなるように、番号法ガイドラインの改正を行う予定ですということで回答してございます。

次の11ページをご覧ください。番号としてはNo. 20でございます。こちら中小規模事業者に関する御意見、御質問というところで、マンション管理組合といったところについても、個人情報取扱事業者に該当するのでしょうかといった御意見、特に管理組合において住民の総会等々で取得する委任状についてまで利用目的を特定して明示する必要があるのでしょうかといった御意見、御質問でございます。

こちらに対する回答としては、マンション管理組合といったものであっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合といったことであれば、まずは個人情報取扱事業者には該当しますよと書かせていただいた上で、御質問を頂いたような総会において委任状を取得するような場合であれば、一般的に取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められるので、そういった場合については、必ずしも利用目的の明示を行う必要はないと考えますといった形で回答してございます。

続いて、No. 21でございます。こちらは個人データが漏えいした場合の対応についてということで、ガイドライン案の中では、漏えい時の対応については別途定めるということで書いてございますけれども、こちらについて、個人情報保護法の監督権限の一元化の趣旨を踏まえて、複数の行政機関からの重複した報告・説明の聴取等がなされないように配慮していただきたいといった趣旨の御意見でございます。

こちらについては、まさに個人データが漏えいした場合の対応をどのように定めるかといったところについて、現在、引き続き検討中といったところがございますので、回答としては、今後の執務の参考とさせていただきますと書かせていただいた上で、漏えい等の事案が発生した場合に望まれる対応については、ガイドラインとは別に示すことを検討しております、追って公表いたしますといった形で回答してございます。

続いて、次のページのNo. 22でございます。こちらは冒頭も出てまいりましたけれども、適用除外についての御意見でございます。意見としては、個人情報保護法の適用除外の分野、学術研究の分野に関して「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」というものが別途、厚生労働省、文部科学省、経済産業省のほうでつくられておりますけれども、その規律の中身について、民間事業者に求められる義務を研究者に対しても求めるといったことは、研究者の負担を増大させるのではないかとといった御意見でございます。回答としては、こちらは個人情報保護法のガイドラインに関する御意見ではないということは書かせていただいた上で、なおということで、先ほども出てまいりましたけれども、学術研究を目的とする機関ないし団体またはそれらに属する者が個人情報を扱う場合については適用除外ですよといったことを書かせていただいております。

次の13ページをご覧ください。番号としてはNo. 23でございます。こちらと同じく研究分野における適用除外に関する御意見でございます。民間の病院が研究のために診療情報みたいなものを提供することについて、個人情報保護法が全て完全に適用されてしまうと困るといった趣旨の御意見でございます。

こちらに対する回答としては、先ほども申し上げました学術研究機関における研究目的

での利用といったことであれば、個人情報保護法の適用は除外されていますよ。例えばということで、私立大学、研究所ないしは一つの主体とみなすことができるような共同研究ないしは学会といったものにおいては、適用除外といった制度がありますといったことを書かせていただいて、学術研究機関以外であったとしても、例えば公衆衛生の向上に特に必要がある場合で本人の同意を得ることが困難といったような場合は、個人情報保護法上も本人の同意がなくても第三者提供ができる場合もございますといったことを書かせていただいております。

最後に、この回答のところで、御意見が病院における取扱いといった御意見だったこともございますので、医療に関する分野については、こちらの委員会のガイドライン案を基礎として、更に必要となる別途の規律を定める方向で検討しておりますといったことも重ねて回答の中で書かせていただいております。

次のページをご覧ください。今までのところは通則編に関する御意見、御質問といったところで、こちらのページは、外国にある第三者への提供編に関する御意見、御質問の概要でございます。

一番上のNo. 24で、御意見としては、今回、外国にある第三者への個人データの提供を行う場合に原則として本人のその旨の同意を得なければならないといったルールに関して、同意を得るに当たっては原則としてその提供先の国の名前を明示した上で同意を頂くべきではないかといった御意見でございます。

こちらについては、回答としては、もちろん御意見のとおり提供先の国の名前を個別に示した上で同意を得るといった方法もあり得るでしょうけれども、必ずしも国を個別に示さなくても、実質的に提供先が分かるような形で同意を得るといったこともあり得ますといった形で回答を作成してございます。

続いてNo. 25で、こちらは日本の事業者が外国の事業者に個人データを提供する場合に、提供先において、日本の個人情報保護法並みのしっかりした体制をとっていただく必要がある、それを適切かつ合理的な方法によって担保する必要があるけれども、御意見としては、APECのCBPRの認証を受ける要件として、個人データの提供先である外国にある第三者について、日本側の事業者と同等のしっかりした措置を講じている必要があると、そちらをしっかりグリップしていることが認証の要件とされているといったことも踏まえると、国内の事業者がCBPRの認証を取得した場合も、この適切かつ合理的な方法に該当するのではないかと、そういったことをガイドラインに書くべきではないかといった趣旨での御意見でございます。

こちらについては、御意見に対する考え方ということで、御指摘のとおりであろうといったこともございますので、ガイドラインの中で新しくこちらに書いてある文章を追記ということで書かせていただいております。「したがって」以降のところでございますけれども、提供元の個人情報取扱事業者がCBPRの認証を取得していて、提供先の「外国にある第三者」が当該日本の個人情報取扱事業者に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当

該個人情報取扱事業者がC B P Rの認証の取得要件を満たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解されるといった文言をガイドラインの中に追記させていただきますといったことを回答で示してございます。

続いてNo. 26でございますけれども、こちらはクラウドサービスに関する御意見でございます。国内の個人情報取扱事業者が外国にある第三者の提供するクラウドサービスを利用する場合に、その外国の第三者が個人情報を取り扱わないといったことを契約等に盛り込むことがしっかりできているのであれば、外国にある第三者への提供には当たらないということで整理いただけないだろうかといった御意見でございます。クラウドに関する御意見は多数寄せられておりまして、このほかに40件ほどいただいております。

こちらに対する回答としては、クラウドサービスの内容は契約によって異なり得るので、一律に規定することはできないけれどもということで、一般論としては、契約条項で外国にある第三者が個人データを取り扱わない旨が定められていて、適切にアクセス制御を行っている場合等については、当該外国にある第三者は個人データの提供を受けて取り扱っているとは言えない場合も想定されますといったことを回答させていただいた上で、より詳細についてはQ & A等々においてさらに示してまいりますといったことで回答してございます。

次の15ページをご覧ください。こちらは第三者提供時の確認・記録義務編に関する御意見、御質問でございます。No. 27については、「本人に代わって提供」といった考え方をガイドライン案で示しておりますけれども、具体的な事案について、こちらは「本人に代わって提供」と認められますかといった御質問でございます。主にはA社が提供するサービスとB社の提供するサービスをB社が本人に対して提供している場合に、B社が本人の個人データをA社に提供する行為は、「本人に代わって提供」と認められますかといった御質問でございます。

こちらについて、回答としては、事業者が本人からの委託を受けて個人データを第三者に提供しているといった事情が認められるのであれば、「本人に代わって提供」といったことが該当するのではないかと。ですので、御指摘のケースについても、そういった事情が認められるのであれば、「本人に代わって」に該当するものと解されるということで書いてございます。

続いてNo. 28は、記録を作成する方法に関する御質問でございます。今回、記録の作成方法に関して、契約書等によっても代替することができますよといったことをガイドラインに書いてございますけれども、こういったケースについては代替が認められるかといった御意見でございます。

回答としては、契約書の中に規則で求められている記録事項が満たされているのであれば、契約書をもって記録ということができると考えられますといった回答をしております。

次の16ページをご覧ください。ここから匿名加工情報編に関する御質問、御意見ござい

ます。No. 29は加工方法に関する御質問でございまして、ガイドライン案の中で「特定の個人を識別することができる記述等の削除」ということで幾つか事例を掲載しております、1) から3) ということで、氏名の削除、住所の削除、生年月日の削除といったことを掲載してございますけれども、こちらは全て講じる必要があるのか、どれか一つを講じればよいかといった御質問でございます。

こちらについては、ガイドラインで書かせていただいた事例はあくまでも例示といったことなので、必ず全ての措置を行わなければならないものではない。ただし、氏名を削除した場合であっても、住所ですとか生年月日等々の組み合わせで特定の個人を識別できる場合もあり得るので、その場合は識別できないように適切な加工を行う必要があるといった趣旨の回答をしております。

続いて、No. 30、No. 31ですけれども、こちらは匿名加工情報を作成した場合ないしは第三者に提供する場合に、一定の事項を公表しなければならないといった規制がございまして、利用目的ですとか提供先の第三者を公表しなければいけないかといった御質問でございませぬ。

こちらについては、法律上、利用目的ですとか提供先の第三者といったところの公表は求められておりませぬといったことを回答しております。

No. 32でございませぬけれども、こちらは識別禁止に関する御質問、御意見でございまして、法律上は、本人を特定する目的で匿名加工情報をもととなる個人情報と突合してはいけないといったルールがございませぬけれども、本人を特定する目的ではなくて、安全確認だとか安全管理のために照合する行為まで禁止されるのだろうかといった御質問でございませぬ。

こちらについては、回答のところ、法律上の規制はあくまでも本人を識別するために匿名加工情報を他の情報と照合することが禁止されているので、そうではなくて、安全管理の一環といったことであれば、必ずしも禁止されるものではないといった趣旨の回答をしております。

最後、次の17ページをご覧ください。こちらのページに載せておりますのは、各ガイドラインに関する御意見、御質問ということではなくて、今回の個人情報保護法の改正全般に関する御意見、御質問も幾つかいただいております、その代表的なものということで、1つはNo. 33、こちらは施行期日に関する御意見でございまして、施行に向けて民間事業者等の準備期間を十分に確保することを求める。併せて、早期に制度の全容を周知すべきであるといった御意見を頂いております。

こちらについては、回答としては、改正後の法を正しく理解し適切に遵守いただけるよう、引き続き周知広報に努めてまいりますといったことで回答しております。

No. 34については、特定分野のガイドラインということで、今回、9月30日の委員会でも説明いたしましたけれども、医療、情報通信、金融関係といったところについては、別途の規律を設ける予定といったことで説明してございましたけれども、そういった規律について、他に策定される分野はあるのかないのか、いつごろ示されるのかといった御意見を頂いて

おります。

こちらについて、回答としては、現在関係省庁が定めているガイドラインは原則として委員会のガイドラインに一元化するのだけれども、医療関係、金融関係、情報通信関係の3分野については、別途の規律を設ける予定です。大きなくくりとしては、3分野について規律を設ける予定ですといったことを書かせていただきまして、あわせてスケジュール感といったところも意見いただいておりますので、こちらについては引き続き検討中だけれども、速やかに策定できるよう進めてまいりたいということを書いてございます。

以上がパブリックコメントで頂いた主な御意見、これに対する考え方ということでございまして、1,135件の全ての御意見とこれに対する回答といったところは、本日、お配りしております別紙2-1から2-5に掲載しているところでございます。これらの1,135件の御意見を踏まえまして、各ガイドラインの案といったところについて、資料2-2から2-5でお配りさせていただいている内容のとおり、改めて今回、案ということで取りまとめいたしましたので、御審議いただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

○堀部委員長 概要につきまして詳細に御説明いただきありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 丁寧な御説明をありがとうございました。非常に分かりやすかったです。

今回、全体で1,100件を超える御意見を頂いて、しかも、主体が事業者だけではなくて、個人の方からも幅広くいただいたことということ、この汎用ガイドラインの通則編等、いわゆる物差し的一本化が行われて、各方面から非常に理解がしやすいということなどの御意見を頂いたのは、その表れだろうと推測しております。

その多くの御意見の中で、例えば要配慮個人情報に関しては、特に健康診断の結果だとか、遺伝子検査の結果の取扱いについて、要配慮個人情報としてどうするかという御意見や御質問があったりしましたけれども、それに対してもできる限り丁寧に回答していただいておりますし、その回答を通じて、基本的な考え方は、御質問を寄せられた方々に御理解いただけたと思われるのですが、さはさりながら、この要配慮個人情報は新しい概念であることを踏まえれば、事業者の方に混乱が生じないように、引き続き丁寧な周知が必要であると思われれます。

その際、事業者の方が法律の全体の概要を知ることがとても大事なのだけれども、ただ、それはなかなか困難だろうと思われるので、是非このガイドラインと、先ほどの御説明の中にありましたブレイクダウンしたQ&A、そういうもので実務的な観点からは網羅をしているので、それを見てほしいということを広報周知するのが非常に国民の利便に資するのではないかと思います。是非その方向で頑張っていきたいと思っております。

○堀部委員長 御意見として伺いました。

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 今回、御意見に対する考え方の書きぶりがとても丁寧で、恐らく御意見を挙げてこられた1,000件以上の方々もそれなりに納得をされるであろうと、私は非常にうれしく思いました。特に中小企業、事業者向けの具体的な事例のところ、今回は別添で講ずべき安全管理措置の内容を、通常のケースと中小企業向けと分けて、とても対比しやすいですね。

今まで個人情報保護法の対象だった事業者は省略すべきことが明確に見えてくるのですが、逆に今回初めてこれをやらなければいけない事業者の方々にとっては、では何をしたらいいかと思うのではないのでしょうか。これは何をしたらいいという最低ラインを書くと、それだけしておけばいいのねとなってしまうので、これもまた非常に悩ましいところではあります。今後、全国で様々な説明会をなさっている中でも、多分かなり典型的な質問が出てくると思いますので、それを是非Q&Aの中に生かしていただきたい。質問の整理とQ&Aの充実、特に中小企業向け部分は丁寧にさせていただけたら社会的にも満足度の高いガイドラインになっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

Q&Aはマイナンバーについてもいろいろ議論して作ってまいりましたので、その経験を生かしながら進めていきたいと思えます。

他にいかがでしょうか。大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 今、パブリックコメントの御紹介を頂いたのですけれども、その中でも特に研究者、学会と研究機関からゲノムデータの取扱いについて、様々な質問、意見があったと思えます。御回答についてはそのとおりで、研究目的での個人情報の取扱いというのは個人情報保護法が適用されないということなのですからけれども、多分これは研究機関とか研究者の間で、そういうことについての懸念とか、研究上様々な意味で差し障りがあることを心配されているということなのではないかと思えますので、是非この点は、より幅広く周知をしていくことがさらに必要かなと思えますので、よろしく願いいたします。

もう一つは、とはいえ、研究の現場で個人情報をきちんと取り扱うとか、大切に管理してもらうということ自体がないがしろにされていいということではないと思えますので、そのところは当然そのバランスが必要になってきているかと思えますので、その点も併せて、きちんと御理解いただけるような対応をとっていくことがこれからも必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 改正前の法律を作るときも、どこまで適用除外にするのかということで議論になりました。外国の例を見ますと、表現の自由が中心ですが、日本では学術研究まで入れました。これにつきましては医学関係者が非常に大きな関心を寄せていまして、私は当時、日本学術会議の会員でしたけれども、学術会議でも随分議論になるということがありました。2018年5月25日発効の欧州データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）では、freedom of expression and information, including processing for journalistic purposes and the purposes of academic, artistic or literary expression

というように、academicが明文化されました。規定ぶりなどは日本の適用除外とは異なりませんが、日本のほうが先行したという印象を持っておりますし、この点は特に研究者にとりましては非常に重要な規定です。例えば、社会学を専攻している方などですと、調査をするために個人情報を必要とすることから非常に関心の高いところですので、少し補足させていただきました。

他にいかがでしょうか。熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 私からは、外国にある第三者への提供について意見を言わせていただきます。

今回このガイドラインによって個人情報の取扱いに関わる国際的な枠組みとして、APECのCBPRシステムが該当するところ、それから、外国にある第三者に個人データを提供する事業者がCBPRの認証を取得している場合の考え方について明記がされたということで、特にCBPRの認証取得要件を満たすことが適切かつ合理的な方法の一つであるということが追記されました。これがCBPRの認証をこれから日本企業がとっていく大きなインセンティブになっていくと思いますので、これは今後の個人データの円滑な国際的流通を確保するためのCBPRシステムへの参加を国内でどんどん促進していく上で大きな意義があるかと思っていますので、今後、委員会としては様々な方法でCBPRの普及に対してさらに情報発信する、あるいは様々な場を提供するというところでやっていければなと思っています。

以上です。

○堀部委員長 CBPRは非常に重要な規律でありますので、これについては積極的に取り組んでいきたいと思っています。

他にいかがでしょうか。宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 私のほうからは、第三者提供時の確認・記録義務編について少し意見を述べさせていただきます。

特に「解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供」について、多くの意見や質問が寄せられております。個々の質問については、この回答を通じて基本的な考え方は御理解いただけると思うのですけれども、質問内容を見ますと、事業者の方々個別の事業特性に即したより具体的な質問が多いように思いますので、今後も、先ほどからお話が出ておりますけれども、Q&A等を通じまして、より具体的に事業者の質問や疑問に答えていく必要があるのではないかと思います。

○堀部委員長 この点は日本の個人情報保護法に特殊なところでありまして、実際に起きた個人情報の漏えい事件において、名簿業者がいろいろと介在したものですから、どこからどこに行ったかということの記録をとって、きちんと対応できるようにするために入りました。これは一般の事業者にとっては非常に負担が大きいという声をよく聞きますので、そのことにも配慮しなければなりません。

他にいかがでしょうか。手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 私は、匿名加工情報に関してですけれども、これについては、今回、特に改正



個人情報保護法においては最も目玉の一つ、非常にここについては多くの方が興味等を持ってきているところだと思います。

これについては、もともと当初ここでも御議論したことで、どういうレベルでガイドラインを書くかということ議論したと思うのですが、今回の表記の仕方については、最低限の基準というものを明確に示すことができているのかなという点では、非常によかったのかなと思っています。

ただ、安全管理措置などで氏名を削除した場合の取扱いとかそういう御質問なども出ていて、まだまだ御理解のところケース・バイ・ケースに考えなければいけないところもあるように見受けられますし、あと、統計情報でのそちらとの関係、これを匿名加工情報とどのように違いを考えて実際に活用していくかという、この点についてももう少し今後考えていかなければいけないのですが、はっきりと匿名加工情報と統計情報の違いを明確に、このところで示してきているという点では非常に意義があるかと思っています。

そういう中で、匿名加工情報に関するガイドラインというのはかなり適正なレベルで最低限な加工の仕方を示せたかと思うのですが、今後は認定個人情報保護団体というのがこのガイドラインを基にして動いてくる。そこで更に具体的な加工方法が明確になってくると思いますし、当委員会としては、事務局レポート又はQ&A、こういうところで匿名加工情報とはどういうものかという具体的なところを示していくことが今後必要であり、要求されてくるのかなと思いますので、ここについてしっかりと今後も事務局、委員会でまとめていく必要があるかなと思っています。

○堀部委員長 この匿名加工情報の規定は、日本の個人情報保護法の特徴の一つでありまして、他の国ですと、アノマイゼーションとかディアイデンティフィケーションをしますと個人データではなくなりますからということで法の適用の対象外となります。日本の場合には、今回特別にこういう規定が入りました。この規定、施行規則、ガイドラインは、今後海外でもアノマイゼーションとかディアイデンティフィケーションをする際の一つの基準になり得ると思います。

他にいかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 個人情報保護法ガイドラインの案ができて、新しい個人情報保護法の施行体制について考え方が整理されて一段落ということで、いよいよ本格的に動いていく段階になったわけですが、現場で実際に使い出すと様々な問題がまだ出てくると思うのです。今、様々な御意見が出て、全く同感ですが、私からは一言、カメラ画像の利活用について意見を述べさせていただきたいと思います。

カメラ画像については、政令・規則の意見募集の際にもありましたけれども、今回もたくさん出てきております。これまで防犯カメラについて議論が一般的にも相当進んできているのですが、防犯カメラ以外にもカメラ画像については広がりを見せているのです。それは、カメラ画像の使い方が幅広くなっている。例えば自動運転車とか事故防止のための車搭載のカメラだとか、あるいは画像の取得の仕方、ドローンなどで上空から取

得する技術などができたり、今までに想定できないような新しい分野が画像については出てくると思うので、そういった新しい事態にどう対応していくかということも今から準備しておく必要があるのではないかと思います。

ですから、当委員会としても、そういった面についても研究を進めて、必要があればガイドラインに追加していく、何らかの形で対応をしていくように努力していただきたいと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ドローンを初め新しい技術、AIとかロボットなどが出てきています。今回この時点でのガイドラインになりますので、今後そういうものにどう対応していくのかということは、国際的にも非常に大きな議論になっているところですので、そういう議論も踏まえながら、今後更に当委員会としても検討していく必要があると考えます。

他にいかがでしょうか。

私は、平成11年7月、当時の高度情報通信社会推進本部に設置されました個人情報保護検討部会の座長を務め、その後も国民生活審議会における検討、幾つかの省庁のガイドライン策定にも当たってまいりました。また、パーソナルデータ検討会で途中まで座長を務めまして、パーソナルデータの利活用をどうするかということも議論してきました。そういう経験を持っていますので、ガイドラインをどのようなものにするか考えてきました。主務大臣制のもとで多数のガイドラインが策定されたことから、国民生活審議会で共通化を図ったことがあります。今回こういう形で一本化できたことは、大変重要な意味を持っております。

またその案について意見募集しましたところ、非常に多くの御意見が寄せられまして、それらを非常に適切に整理していただき、また、それに対する考え方も示していただきました。事務局の御尽力に対してこの場を借りて改めて感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

特に修正の意見等がありませんでしたので、原案どおり決定し、ガイドラインにつきましては官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、資料2-1から資料2-5につきましては官報掲載と同時に、その他の資料につきましては準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、12月6日火曜日の10時半から、この会議室で行う予定です。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取り扱います。また、東京薬業健康保険組合の全項目評価書が承認されましたので、前回会議の提出資料でありました評価書を公表いたします。

以上でございます。本日は誠にありがとうございました。